



## 高齢・障害者業務課のご案内

JEEDは、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮し、意欲を持って安心して働ける社会の実現に向け、高齢者、障害者、求職者、事業主といった利用者に対し総合的な支援を行うことを使命としています。

高齢・障害者業務課は、高齢者と障害者の雇用を進めるため、主に事業主の皆様に向けた業務を実施しています。



アピリス (アピリンピック マスコットキャラクター)

## 高齢者が働きやすい職場づくりのサポート

### 1 高齢者雇用に関する相談・援助

高齢者雇用に精通した社会保険労務士等の専門家を**70歳雇用推進プランナー**として配置し、派遣しています。貴社の課題に応じて助言・提案をします。

- ・各企業の状況に応じた、専門的かつ技術的な相談・助言の実施
- ・65歳以上への定年引上げや70歳を超えた継続雇用延長等の制度改定に関する提案の実施
- ・個別・具体的課題について、人事処遇制度や職場改善等条件整備についての具体的な企画立案(有料サービス)
- ・企業における高齢従業員の戦力化を支援するために企業ニーズに応じた研修の実施(有料サービス)

### 2 助成金の相談・受付

#### 65歳超雇用推進助成金

高齢者の雇用の安定のための措置を講じる事業主への助成制度です。

#### 3つのコース

定年の引き上げや定年の廃止、継続雇用制度など、65歳以降も働くことができる制度を導入した場合。

賃金制度、健康管理制度など、高齢者が働きやすい雇用管理制度を整備する場合。

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する場合。

※ 助成金には要件が設定されていますので、**事前のご相談**をお願いします。

### 3 「生涯現役社会の実現」への啓発

「年齢に関わりなく働ける企業」の普及及び促進のため、先進事例の収集、情報提供等を行っています。

- ・高年齢者が働きやすい職場づくりの事例や、働く高年齢者とその働き方の事例を募集する「**高年齢者活躍企業コンテスト**」の実施、**好事例を掲載した事例集**の周知・広報
- ・県内で高齢者雇用に先進的に取り組んでいる企業の実態や取組内容といった実践的な情報の紹介、高齢者雇用に係る講演などを行う「**高年齢者雇用推進セミナー**」等の開催

こんなときにはぜひご相談ください

- 高齢者に活躍してもらうためにはどうしたら良いか相談したい。
- 高齢者の雇用継続に関する制度の導入の実施を検討しており、助成金が見えるか知りたい。
- 高齢者雇用に取り組む好事例を知りたい。
- 高齢者の活躍事例をコンテストに応募したい。など



# 障害者が働きやすい職場づくりのサポート

## 1 障害者雇用優良事業所等表彰、好事例収集・提供などの実施

障害者の方を積極的に雇用し定着させている事業所や、障害を克服し模範的職業人として長期に勤務されている方について表彰する「**障害者雇用優良事業所等表彰**」を実施しています。

雇用管理や職場環境の整備などの改善や工夫を行う企業事例等を提供する「**障害者雇用リファレンスサービス**」、特定のテーマに関連する企業事例を募集し表彰する「**職場改善好事例募集**」を実施しています。

5人以上の障害のある従業員が働いている事業所では、法令により、障害者職業生活相談員の選任が義務づけられおり、相談員の「**資格認定講習**」を開催しています。

## 2 アビリンピックあきた(障害者技能競技大会)の開催

アビリンピックは、**障害のある方々による職業技能の競技大会**です。障害のある方々の職業能力の向上、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解を深めることで、障害者雇用を促進することを目的として、全国で開催されています。

毎年7月に秋田市内の会場で、ワード・プロセッサ、表計算、喫茶サービス、ビルクリーニング、オフィス・アシスタント、写真撮影、木工、縫製の各競技を開催しています。全国大会や国際大会があり、秋田から世界へつながる大会です。

**真剣に競技に取り組む選手たちを、みなさんぜひ会場で応援してください！**

### アビリンピックあきた2026

7月9日(木) にぎわい交流館AU にて開催！



縫製競技



オフィスアシスタント競技

## 3 障害者雇用納付金等の申告・申請書の相談・受付

事業主には、常時雇用している労働者数の2.7% (障害者雇用率:R8.6までは2.5%)以上の障害者雇用が義務づけられています。

障害者雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じた障害者雇用納付金の納付が必要となり、また雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、障害者雇用調整金が支給されます。

なお、常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、雇用する障害者数が一定数を超えている場合は、報奨金が支給されます。

高齢・障害者業務課では、これらに係る申告・申請書の受付及び作成に関する相談を行っています。

## 4 助成金の相談・受付

障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行うことで障害者の新規雇入れや雇用の継続が図られると認められる場合に、助成金を支給しています。

- ・ 作業施設、作業設備等の整備
- ・ 雇用管理のために必要な介助等の措置
- ・ 通勤を容易にするための措置
- ・ 障害者を多数継続雇用し施設等の整備

※ それぞれ細分化された助成金が用意されており、受給するには助成金ごとに要件が設定されていますので、**事前にご相談**ください。



こんなときにはぜひご相談ください

- 納付金申告書等の作成方法が分からない。
- 障害者雇用にあたって助成金を活用したい。
- アビリンピックに出場したい。見学に行きたい。
- 障害者雇用の事例を知りたい。

など

